

**令和8年度愛媛県協働で支えるヤングボランティア推進事業**  
**「ヤングボランティアキャラバン隊」活動支援企業・団体**  
**公募実施要領**

この要領は、令和8年度愛媛県協働で支えるヤングボランティア推進事業の一環として、「ヤングボランティアキャラバン隊」を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により、高校生が主体となって、企画・運営するボランティア活動を支援する企業及び団体等を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 目的

県内の企業・団体等と愛媛県教育委員会事務局社会教育課（以下、「県社会教育課」という。）が協働し、高校生が主体となって企画・運営するボランティア活動を実施し、将来の地域や産業の担い手となる高校生が地域社会貢献活動に取り組む機会を創出することで、ボランティア活動を支援する体制を構築するとともに、地域への定着推進につながる若者のシビックプライド醸成を図ることを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度愛媛県協働で支えるヤングボランティア推進事業「ヤングボランティアキャラバン隊」活動

### (2) 実施内容

令和8年度愛媛県協働で支えるヤングボランティア推進事業「ヤングボランティアキャラバン隊」活動仕様書のとおり

### (3) 実施期間

原則、令和8年8月1日から令和8年12月31日まで（日程等の詳細については、選定後、別途相談）

### (4) 選定者数

3者

### (5) その他

本活動に係る費用は、原則、事業を実施する企業・団体等が全額負担することとする。

## 3 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 愛媛県から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者及び構成員は（1）～（5）の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

#### 4 企画提案応募の手続

##### (1) 担当窓口

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第一別館 11 階  
愛媛県教育委員会事務局社会教育課 社会教育グループ  
電話：089-912-2933（直通）  
E-mail：[shakaikyo@pref.ehime.lg.jp](mailto:shakaikyo@pref.ehime.lg.jp)（県社会教育課代表メールアドレス）

##### (2) 応募方法等

###### ① 参加表明書

###### ○ 提出書類

<様式第 1 号>令和 8 年度愛媛県協働で支えるヤングボランティア推進事業「ヤングボランティアキャラバン隊」活動企画提案公募参加表明書  
企業・団体等の概要が分かるもの（様式任意。既存のパンフレット等可）を提出すること。

###### ○ 提出期間

令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 5 時（必着）とする。

###### ○ 提出方法

持参、郵送又は電子メールで 4（1）に記載する担当窓口へ提出する。

なお、電子メールで提出する場合は、件名を[【企業・団体等名】「ヤングボランティアキャラバン隊」に係る参加表明書]として、提出する。

おって、持参する場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時を除く。）とする。

###### ② 企画提案書

###### ○ 提出書類

- ・ <様式第 2 号>令和 8 年度愛媛県協働で支えるヤングボランティア推進事業「ヤングボランティアキャラバン隊」活動業務企画提案書の提出書
- ・ 企画提案書（様式任意）

様式は任意とするが、令和 8 年度愛媛県協働で支えるヤングボランティア推進事業「ヤングボランティアキャラバン隊」活動仕様書に基づき、以下の事項等を盛り込んだ企画提案書を提出すること。なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、図、写真等を使用しても差し支えない。

項目	記載事項
企画概要	企画提案する業務の概要について記載すること。
実施体制	業務の実施体制、役員配置等の考え方を記載すること。
進行管理	全体スケジュール及び進行管理について記載すること。
実施するボランティア活動	<p>高校生が企画・運営をするボランティア活動について具体的な提案等を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案する活動の名称</li> <li>・趣旨（どのような地域課題があるか、なぜその活動が必要か）</li> <li>・実施場所及び対象者（どこで、だれを対象に）</li> <li>・活動に関する指標及び目標値</li> <li>・高校生が企画・提案する活動内容（どのような内容・方法で）</li> <li>・実施するまでのスケジュール（企画会、準備会等）</li> <li>・その他（事業の独創や特に伝えたいこと等）</li> </ul> <p>※できるだけ具体的に記載すること</p> <p>※ボランティアの機会は、少なくとも1回以上実施する。</p>

- ・ ページ番号は目次を除き通し番号とし、用紙の下部に印字すること。
- ・ 次のア～オのいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
  - ア 公序良俗に反する提案
  - イ 誤字や脱字等により必要事項が確認できない提案
  - ウ 参加表明書に虚偽の記載をした場合
  - エ 参加条件を満たさない場合、選考過程で条件を満たさなくなった場合
  - オ その他、企画提案に関する応募資格・条件に違反した提案

○ 提出期間

令和8年7月1日（水）午後5時（必着）とする。

○ 提出方法

持参、郵送又は電子メールで4（1）に記載する担当窓口へ提出する。

なお、電子メールで提出する場合は、件名を[【企業・団体等名】「ヤングボランティアキャラバン隊」活動業務企画提案書]として、提出する。

おって、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）とする。

③ 質問について

質問等がある場合は、令和8年6月19日（金）までに4（1）に記載する電子メールにて連絡すること。

なお、電子メールにて適宜回答することとするが、提案書の記載内容や審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、上記（2）②の期間以外の質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるので、

いかなる理由があっても回答しない。

おって、質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

④ その他

○ 共同企業体による参加の場合は、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載し、提出すること。

○ 提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認等がある場合は、県社会教育課から追加書類の提出を求めることがある。

なお、提案書の再提出は、上記（２）②の提出期限内に限り認めるが、部分的な差替えは認めない。

○ 応募申込みに要する一切の費用は、提案者の負担とする。

## 5 企業及び団体等の選定

(1) 企画提案書の採否については、別添審査要領に基づき、書面審査を実施し、優れた提案として評価した3者を選定する。なお、提案内容に不明な点がある場合、追加の資料提出やヒアリングを求める場合がある。

(2) 審査結果は企画提案書を提出した全ての者にメールで通知する。ただし、順位や採点結果等は通知しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

## 6 合意書の締結

選定後、速やかに該当者と県社会教育課が協議し、協議が整い次第、合意書を締結する。

## 7 本件に関する問い合わせ先

愛媛県教育委員会事務局社会教育課 社会教育グループ

電話：089-912-2933（直通）

E-mail：shakaikyo@pref.ehime.lg.jp（県社会教育課代表メールアドレス）